

容器包装廃棄物分別収集計画書 (令和5年度～令和9年度)



長崎県北松北部環境組合
(平戸市・松浦市)

目 次

1. 計画策定の意義
2. 基本的方向
3. 計画期間
4. 対象品目
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)
9. 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
(法第8条第2項第5号)
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
(法第8条第2項第6号)
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
(法第8条第2項第7号)

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

北松北部環境組合の構成市においても、生活様式等の都市化現象などにより、ごみの発生量は減少しておらず、最終処分量の削減を図ることが困難な状況が続いている。

今後は、一般廃棄物の4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)をさらに推進することによって、最終処分量の削減を図る必要がある。

本計画はこのような現状のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の4Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の4R(「断る」・「減らす」・「再使用する」・「再生利用する」)を基本とした資源循環型社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直すものとする。

4. 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、飲料用スチール製容器、飲料用アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装のうち白色トレイ、飲料用紙容器、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

法第8条第2項第1号の規定に基づく、各年度における容器包装廃棄物の排出量を、次のとおり推計する。

容器包装廃棄物年度別地区別排出量の見込み

単位：トン

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
平戸市	300.4	298.9	297.7	296.8	296.1
松浦市	265.4	262.8	260.2	257.6	255.1
合計	565.8	561.7	557.9	554.4	551.2

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

行政は、ごみ問題・環境問題について、各種の情報提供を行い、処理施設見学や排出抑制に関する環境教育・施設見学その他の啓発活動などによって、ものを大切にすること、リサイクルを推進することの重要性などの認識を高め、もって分別収集に協力しやすい環境づくりに努める。

(2) 排出の抑制

- ① 住民は商品購入の際には、つとめて買い物袋等を持参し、又は簡易包装化された商品等を購入するなど、容器包装の排出抑制に努める。
- ② 事業者は、商品の包装にあたっては、簡易包装やリサイクル可能な容器など、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装に努める。
- ③ 集団回収に出すことができる資源ごみについては、積極的推進の立場から、各団体の育成・支援に努め、集団回収の促進と協力を求める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集・分別の区分
主として飲料用スチール製容器 主として飲料用アルミ製容器		飲料用缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック （直接搬入された可燃物）
主として段ボール製の容器		段ボール （直接搬入された可燃物）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装		
	（うち白色トレイ）	白色トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：トン

		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として飲料用スチール製の容器		18		18		17		17		17	
主として飲料用アルミ製の容器		92		90		89		87		86	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		64		62		62		60		59	
		(引渡)	(独自処理)								
		64	0	62	0	62	0	60	0	59	0
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		73		71		71		69		68	
		(引渡)	(独自処理)								
		73	0	71	0	71	0	69	0	68	0
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		135		133		131		128		126	
		(引渡)	(独自処理)								
		135	0	133	0	131	0	128	0	126	0
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器		2		2		2		2		2	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		110		112		114		117		119	
		(引渡)	(独自処理)								
		110	0	112	0	114	0	117	0	119	0
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1		1		1		1		1	
		(引渡)	(独自処理)								
		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
(うち白色トレイ)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1		1		1		1		1	
		(引渡)	(独自処理)								
		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0

以下、市ごとの見込み量を示す。

〔松浦市〕

単位：トン

		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として飲料用スチール製の容器		8		8		7		7		7	
主として飲料用アルミ製の容器		45		44		44		43		43	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		31		30		30		29		29	
		(引渡数量)	(独自処理数量)								
		31	0	30	0	30	0	29	0	29	0
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		35		34		34		33		33	
		(引渡数量)	(独自処理数量)								
		35	0	34	0	34	0	33	0	33	0
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		61		60		59		58		57	
		(引渡数量)	(独自処理数量)								
		61	0	60	0	59	0	58	0	57	0
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器		1		1		1		1		1	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		52		51		50		50		49	
		(引渡数量)	(独自処理数量)								
		52	0	51	0	50	0	50	0	49	0
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1		1		1		1		1	
		(引渡数量)	(独自処理数量)								
		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		
	1		1		1		1		1		
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	
	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

《平戸市の算定方法》

① ペットボトル以外の算定方法

【直近年度(R元～R3)の分別基準適合物等の収集実績】 × 【人口変動率】

尚、人口変動率は直近3ヵ年度平均の人口減少率により次のとおり設定した。

実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
収集人口(人)	31,223	30,641	30,082	29,509	—
対前年度比(%)		98.1	98.2	98.1	98.1

予測	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収集人口(人)	28,919	28,341	27,774	27,219	26,675
対前年度比(%)	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0

② ペットボトルの算定方法

直近3ヵ年度の搬入量の平均増加率を勘案して算定した。

《松浦市の算定方法》

【直近年度(R元～R3)の分別基準適合物等の収集実績】 × 【人口変動率】

尚、人口変動率は直近3ヵ年度平均の人口減少率により次のとおり設定した。

実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
収集人口(人)	22,724	22,346	21,922	21,537	—
対前年度比(%)		98.3	98.1	98.2	98.2

予測	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収集人口(人)	21,149	20,768	20,394	20,027	19,667
対前年度比(%)	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本計画により、資源物として回収する容器包装廃棄物の分別・収集・運搬は、その実施方法については、次のとおりとする。

廃棄物の種類		分別の方法	収集・運搬	選別・保管
缶類	スチール缶	市指定ごみ容器(資源ごみ用)による分別	各自治体において、委託業者による指定日回収	組合の施設において、選別・梱包し保管する。
	アルミ缶			
びん類	無色のびん			
	茶色のびん			
	その他の色のびん			
ペットボトル		主に自治会等の集団回収を業者が回収※ 白色トレイについては小売店等による回収	※集団回収は直接資源化	
飲料用紙パック 段ボール、 白色トレイ				

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

北松北部クリーンセンターリサイクル施設において、缶類・ビン類・ペットボトルを選別、圧縮・保管する。また、ごみ処理施設に直接搬入された飲料用紙パック、ダンボールも選別しリサイクルする。

なお、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装についても、再資源化できる設備の増設等を検討する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定の際には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。
- ・分別収集・選別保管コストの削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。